

昭和五十九年十二月二十五日 印刷
昭和五十九年十二月三十日 発行

八幡大学論集

第35卷 第3号 (通卷 第89号)

1984年12月

猪野
征彦
教授還暦記念号

八幡大学法経学会

謹
ん
で

猪野征彦教授に捧げる

執筆者一同

八幡大学法経学会規約

第一条 (名称) 本会は八幡大学法経学会と称する
 第二条 (事務所) 本会の事務所は八幡大学内に置く
 第三条 (目的) 本会は学術の研究および調査を目的とする
 第四条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行なう
 一、研究機関誌およびその他の出版物の刊行
 二、講演会などの開催
 三、学術調査の実施
 四、その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第五条 (組織) 本会は左の会員をもって組織する
 一、正会員 1 本学の教授、助教授、講師、助手
 2 前号以外の本学の教職員であつて入会を認められたもの
 二、学生会員 本学学生
 三、普通学生会員 本学関係者および本学卒業生であつて本会に入会したもの
 四、賛助会員 本会の趣旨に賛同するものうち委員会において適當と認め

第六条 (会費) 会員は左の会費を融出するものとする
 一、正会員 年額金五千元
 二、学生会員 年額金二千元
 三、普通学生会員 年額金六千元
 四、賛助会員 年額金一万元以上

第七条 (会員の特典) 会員は研究機関誌の配布を受けその他本会の行なう講習会などに参加することができる

第八条 (役員) 本会に左の役員を置く
 一、名譽会長 本学学部長を推す
 二、委員長 本学学部長を推す
 三、委員 六名 正会員中よりその互選によつて決する
 四、幹事 二名 正会員中よりその互選によつて決する
 五、幹事 若干名 会長の指名とする

第九条 (役員の仕事) 会長は本会の事務を統括する
 一、委員長は本会の事業の運営を担当する
 二、幹事は会長および委員の命を受け本会の事務を処理する
 三、幹事は会長および委員の命を受け本会の事務を処理する
 四、幹事は会長および委員の命を受け本会の事務を処理する

第十条 (役員の仕事) 役員の仕事は一年とする。ただし重任を妨げない
 第十一条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終る

第十二条 (規約の改正) 本規約の改正は正会員の会議を経てこれを行なう
 第十三条 (施行期日) 本規約は昭和三十年七月一日から施行する
 附則 (昭和四十五年四月第六條一、改正)
 (昭和五十二年四月第五條及び第六條、改正)

禁 転 載

昭和五十九年十二月二十五日 印刷
 昭和五十九年十二月三十日 発行
 【非売品】

発行人 湯 川 洋

編集人 松 嶋 孝 雄

印刷人 藤 目 義 武
 北九州市八幡東区西本町二丁目

印刷所 太平印刷株式会社
 北九州市八幡東区西本町二丁目

北九州市八幡東区枝光五丁目
 九番一号

発行所 八幡大学法経学会

頒布所 八幡大学付属図書館

目次

献呈のことば……………法経学会会長 湯川 洋

論 説

「本質と現象」のカテゴリーにかんする若干の考察……………泉 正 義 1

預金市場と非価格競争……………西 脇 廣 治 208

研究ノート

官営八幡製鉄所草創期における労働関係の資料的研究(一)……………大 里 仁 士 23

産業遺跡の保存と産業・企業史 —— The Ironbridge Gorge Museum と

産業革命期のコールブルクデイル製鉄所——(一)……………清 水 憲 一 186

社会保障と最低賃金制——最低生活に対する所得保障を中心に——……………来 島 浩 152

判例研究

第三者のためにする契約における諾約者の無権代理人の責任……………春 田 一 夫 69

翻 訳

朱熹集註論語現代國語譯(其の二十)……………小 澤 正 明 81

資 料

商行為法……………後 藤 巖 90

猪野征彦先生 略歴及び主要研究業績

「本質と現象」のカテゴリリーにかんする若干の考察

泉 正義

はじめに

この小論は、唯物弁証法のカテゴリリー（範疇）の一つである「本質と現象」について若干の問題点を考察し、カテゴリリー論研究の一步を踏み出さんとするものである。

唯物弁証法、弁証法的論理学の研究には、客観的实在の弁証法（客観的弁証法）と人間の認識の弁証法（主観的弁証法）との基本法則である対立の統一の法則、量と質の相互転化の法則、否定の否定の法則等についての研究だけでなく、また相互に対立し、相互に移行するカテゴリリーの研究が必要である。本質と現象のカテゴリリーは、このようなカテゴリリーのなかで第一に研究しなければならない重要なカテゴリリーである。それは、客観的实在の発展過程における「相対的に安定したもの」と「不安定なもの」との対立の統一の法則の具体的表現形態であるだけでなく、人間の認識過程における「内なるもの」と「現われたもの」との対立の統一の法則の具体的表現形態だからである。

現在、個人主義を基調とする主観主義が氾濫するなかで、本質をたんなる思考の捏造物、主観的存在とし、科

学を現象の記述ないしは現象の法則の追求とみなす「悪しき実証主義」が横行している。こうした「科学」では、本質の法則をつかみ、未来を予見することはできない。われわれは、真の科学の発展のためにも、現象と本質の Kategorii の研究をすすめなければならないのである。

この Kategorii の研究をすすめる上では、レーニンの『哲学ノート』と結びつけて、寺沢恒信氏の見解を手掛かりにし、諸説を検討した。考察の中心点は、①この Kategorii の客観性を強調したこと、②仮象の重要性、本質との結びつきを明らかにしたこと、③この Kategorii の独自性を「相対的に安定したもの」と「不安定なもの」との矛盾運動に求めたことである。

なお、この Kategorii の検討をすすめる上では、法則、他の諸 Kategorii との連関、認識過程などの問題の考察が不可欠であるが、この小論では直接にはふれることができなかった。

一、この Kategorii の位置

弁証法的唯物論の主要な論理的 Kategorii としては、物質、運動、法則、時間と空間、質と量、矛盾、因果性、必然性と偶然性、形式と内容、可能性と現実性などがあげられる。⁽¹⁾ この他に、本質と現象、個別性と特殊性と普遍性、抽象と具体、歴史性と論理性をあげるもの、さらに根拠と条件、必然と自由、鎖と環をあげるものもある。⁽²⁾ このことは、Kategorii が客観的實在の矛盾運動の反映として、それ自身発展するものであることからして当然のことと言えるが、同時に、Kategorii 自身のもつ重大な意義を認めることができず、従って、統一的な Kategorii 論の研究が不十分であることをも示している。客観的實在の不断の研究と Kategorii への意識性の強

化を通じて、カテゴリーを豊富にし、新たなカテゴリーの発見へと進むことは、科学の発展にとって重大な意義をもつものである。

カテゴリーそのものの発展と関連して、カテゴリー相互の内的連関の追求も重要である。本論で扱う本質と現象のカテゴリーについてみても、他のカテゴリーとの連関は一樣ではない。統一的見解は存在しないのである。この点を若干の文献で検討してみよう。

弁証法的唯物論、唯物弁証法、弁証法的論理学、唯物弁証法の認識論等についての文献を見る限り、そのほとんどがレーニンの『哲学ノート』のカテゴリーに関する規定を基礎としている。それは次のとおりである。

「人間の前には自然の諸現象の網がある。本能的な人間、野蛮人は自己を自然から分離しないが、自覚的な人間は分離する。諸カテゴリーは、この分離の、すなわち世界認識の諸段階であり、この網の認識の把握をたずける網の諸結節点である」^(註)。

自己を自然から分離した「自覚的な人間」とは、自然界の運動、発展の法則、あるいは自然界の複雑なつながりの「網」を認識し利用することのできる人間のことである。人間が自然界の運動や発展法則あるいは自然界の連関の「網」を認識するのは、社会的実践過程での一連の思考における概念やカテゴリーの形式によって行なわれる。個々の概念やカテゴリーは、事物の一つの側面、特徴、性質、関係を概括しており、これらの概念やカテゴリーを正しい仕方で結合することによって、われわれは「自然現象の網」を反映することができる^(註)。従ってレーニンはまた、「人間による自然の認識（「理念」）の諸モメント、これが論理学の諸カテゴリーである」^(註)とも述べているのである。このようなレーニンの見解に異論を唱える弁証法的唯物論者はいない。しかし、諸カテゴリー

ーをもっとも単純なもの、基礎的なものから、その内的連関に従って導き出すという点では、見解は様々に分かれる。

シコロフ、アイゼンベルグ他著『「弁証法的唯物論」教程』（一九三一年、レニングラード）では、弁証法の根本法則（これには、量の質への移行ならびにその逆の法則、対立の統一の法則、否定の否定の法則が含まれている）の叙述に続いて、この根本法則を補完し具体化するカテゴリとして、最初に本質と現象のカテゴリがあげられている。次いで、このカテゴリのいっそう進んだ具体化として、形式と内容のカテゴリが考察されている。すなわち、「本質の諸矛盾のいっそう進んだ具体化は、形式と内容の弁証法において得られる」^(七)、「本質は発展すると共にその種々の現象形式のうちに現われる」としている^(八)。

ソ連科学アカデミー哲学研究所『マルクス主義哲学の基礎』（邦訳『哲学教程』、一九五八年、モスクワ）ではどうか。本質と現象のカテゴリは「認識過程の弁証法」の「認識における感性的なものと理性的なものとの相互関係」で取り扱われており、認識過程の二つの段階（感性的認識と理性的認識）と結びつけている。これにたいして、形式と内容のカテゴリは、「対立物の統一と闘争の法則」の項で取り扱われている。

ローゼンタール、シトラック編『唯物弁証法のカテゴリ』（邦訳『カテゴリ論』、一九五六年、モスクワ）は、唯物弁証法のカテゴリ（弁証法の基本法則をあらわす、質、量、矛盾、否定等のカテゴリを除いて）の相互連関に留意しつつ一定の順序に配列し、それぞれのカテゴリを説明しようとしている。

「諸カテゴリの連関と相互作用、諸カテゴリの相互移行は、これらの連関、相互作用、相互移行を諸概念の機械的な総和としてでなく、一定の独自の内部構造、一つの質から他の質への一定の移行の方式をもつ諸カテ

ゴリーの全一的な体系として取り扱うようにわれわれに要求している。

諸カテゴリーの体系にかんする問題、この体系のなかで各カテゴリーのしめる位置にかんする問題は、きわめて大きな、われわれの文献のなかでもまだ未解決な問題である」^(九)。

ここでは、現象と本質のカテゴリーは、諸カテゴリーの第一に配列され、個別的なものとは一般的なもの、法則、感性的なものとは理性的なもの、具体的なものとは抽象的なもの、偶然と必然等のカテゴリーとの連関で考察されている。しかし、第二に配列されている因果性のカテゴリーへの移行の必然性、根拠は示されていない。

A・コージング編『マルクス主義哲学、教科書』（第二版、邦訳『マルクス主義哲学』、一九六七年、ベルリン）では、本質と現象のカテゴリーは、必然性、普遍性などと並んで、法則の諸標識の一つとして考察されている。^(一〇)

レートロー他編著『弁証法的唯物論・史的唯物論入門』（一九七三年、ベルリン）では、本質と現象のカテゴリーは特別の項目としては取り扱われていない。

艾思奇著『弁証法的唯物論（講義要綱）』（邦訳『弁証法的唯物論』、一九五九年、北京）では、「唯物論的弁証法の範疇」の第一に現象と本質があげられ、次いで形式と内容、必然性と偶然性、必然と自由、因果性と目的性、可能性と現実性の順に考察が行なわれている。

以上、邦訳文献の若干のものをあげただけであるが、カテゴリーの内的連関について、統一的理解が存在していないことは明らかである。

一九五七年の寺沢恒信著『弁証法的論理学試論』は、たとえばソ連共産党二〇回大会の情勢評価を全面的に肯

定するなどの誤りを含んでいるとはいえ、この問題に真向から取り組んだ意欲的試論である。それは、ヘーゲル論理学の成果を取り入れ、体系性を追求している。その「弁証法的論理学の体系的叙述の試み」は次のように構成されている。

まず、「対立物の統一の法則」を基軸に据え、この法則の貫徹形態として、弁証法を「客体の論理学」（客観的弁証法）と「主体の論理学」（主観的弁証法）に分けている。客体の論理学は、(1)変化の論理——①定在、質的規定と量的規定、②質的变化と量的変化、量の諸カテゴリー、③量的変化から質的变化への転化の法則、④飛躍の二つの形態、(2)発現の論理——①変化のなかで変化しないもの、法則、②本質と現象、③必然性と偶然性、④普遍性、特殊性、個別性、⑤ふたたび法則について、(3)発展の論理——①発現の論理から発展の論理へ、②現実性と可能性、③内容と形式、④否定の否定の法則、となっている。また、主体の論理学は、(1)判断、分析と総合——①分析および総合と判断の本質、②判断の弁証法的性格、③認識の発展に照応する判断の諸種類、(2)概念、抽象と概括——①抽象および概括と概念の形成、②認識における概念の意義、③概念の弁証法的性格、(3)推理、帰納と演繹——①帰納と演繹、その弁証法的性格、②認識における推理の意義、③認識の発展に照応する推理の諸種類、(4)理論の形成——①下向と上向、②歴史的なものと論理的なもの、③理論の発展、となっている。守沢氏の特徴は、カテゴリーの内的連関、認識の発展の見地から弁証法的論理学の体系化を追求していることである。

「さて、変化の論理にあっては、変化するものは『定在』であり、この論理の中枢をなすカテゴリーは『定在』であった。発現の論理にあっては、発現するものは『法則』であり、この論理の中枢をなすカテゴリーは

『法則』であった。では、発展の論理の中枢をなすカテゴリーは何か。発展するもの、発展の主体は、いかなるカテゴリーでとらえられるべきであろうか。——前述したように、発展するものは、たんなる現象ではなく、法則もまた発展する。しかしまた、発展するものは、たんに法則だけでもない。発展のなかには、必然性と偶然性との相互作用、相互移行が見出されるのであり、発展の主体は、その全体を自己のうちに含むものである。すなわち、内なるものとの統一であり、本質と現象、必然性と偶然性との統一である。われわれはこの統一を、『現実性』というカテゴリーでつかむ²¹⁾。

では、本質と現象のカテゴリーはどのような位置にあるのか。寺沢氏は、「変化のなかで変化しないもの」である法則、法則の現象形態、その根拠等を認識するカテゴリーの一つと位置付けている。したがって、それは法則のたんなる標識ではない。このような位置付けは基本的に正しいと思われる。ただ、このことを検討するには、さらに本質と現象のカテゴリーそのものの考察をすすめなければならない。

註 (一) 森宏一編『哲学辞典(増補版)』(大月書店、一九八〇年)、六二～六三ページ。

(二) エム・エム・ローゼンタール、ゲ・エム・シトラックス編『カテゴリー論』(寺沢恒信他訳、青木書店、一九五八年)

(三) イー・シロコフ、アー・アイゼンベルグ『「弁証法的唯物論」教程』(広島定吉、直井武夫他訳、白揚社、一九三二年)

(四) W. I. Lenin, »Konspekt zu Hegels „Wissenschaft der Logik“, Lenin Werke (Dieltz V., Berlin, 1973), Bd. 38, S. 85.

(五) 艾思奇『弁証法的唯物論』(大橋俊夫訳、新日本出版社、一九六七年)、三三五～三三六ページ参照。

(六) W. I. Lenin, ibid., S. 188.

(七) イー・シロコフ、アー・アイゼンベルグ、前掲書、二九二ページ。

(八) 同書、二九三ページ。

(九) エム・エム・ローゼンタール、ゲ・エム・シトラックス、前掲書（上巻）、六六ページ。

(一〇) アルフレート・コージング他『マルクス主義哲学（上巻）』（藤野渉他訳、大月書店、一九六九年）、四二七～四三〇ページ。

(一一) 寺沢恒信『弁証法的論理学試論』（大月書店、一九五七年）、一三八ページ。

二、本質と現象の相互関係

弁証法的唯物論では、物質、運動、法則等は、ふつう単独のカテゴリリーとして考察されている。それは、物質が世界を統一するものであり、意識はこの物質の特殊な機能であり、また、世界には運動しない物質は存在せず、さらに、物質の運動過程の本質的矛盾関係を表わすものが法則だ(二)とみなされているからである。とは言え、この場合に、物質、運動、法則等のカテゴリリーに「対立の統一」が存在していないのではないことは、付言するまでもないことである。

本質と現象のカテゴリリーは、内容と形式、偶然性と必然性、可能性と現実性等々のように、対をなすカテゴリリーとみられている。それは、これらのカテゴリリーが対立の統一の法則の具体的な形態だからである。

本質と現象の相互関係はどのようなものか。

『マルクス・レーニン主義哲学小辞典』では次のようになっている。「本質とは、ある事物、体系、過程の内的、一般的、不変的諸規定の総体であり、この規定はある事物、体系、過程に必然的に属している。これにたいして現象は、ある事物、体系、過程の外面的、個別的、可变的、偶然的諸性質を形成しており、これらの事物、体系、過程の中で内的本質は現われるか現象する。本質と現象は、したがって、つねに対立の弁証法的統一を形

成している。つまり、本質は現象において明るみに出るのにたいして、現象は本質の一つの告示である^(三)。ここでは、本質と現象は、物質の運動の内的なもの、一般的なもの、不変的なもの、必然的なものと、外的なもの、個別的なもの、可変的なもの、偶然的なものとの対立の統一と考えられている。

ザオジョーロフは、「本質とは、現象の表面の背後に隠され、現象のうちに表わされる客観的現実の内的な、相対的に安定した側面のことである。……現象とは、客観的現実の外的な、より可動的で変化しやすい側面のことで、それは本質の表現形式である^(四)」と述べ、本質と現象の相互関係を、①一般的なものとの個別的なものとの矛盾、②内的側面と外的側面との矛盾、③安定的なものとの不安定なものとの間の矛盾、という三つの矛盾とらえている。この見解は、さきの『哲学小辞典』の見解と基本的に同一であり、対立面を指摘しているが、本質と現象の弁証法的連関、相互移行、運動を示してはいない。つまり、本質と現象がどのようにして相互移行、相互流動するのかという観点からの考察に欠けている。

この点からみると、寺沢氏の見解は意欲的である。かれは、この категория の特徴を三つあげている。①本質は客観的實在の内的側面であり、現象は同じ實在の外的側面である。外的とは、認識にとって外的であり、認識が直接的につかむことができるものである。内的とは、認識にたいして内に隠されているもの、従って、認識するためには分析・抽象などの媒介が必要なものである。②本質は内に隠されているもの（法則）が発現して現象になるものである。したがって、われわれは現象を媒介にして本質を認識することが可能である。③客観的實在の認識は、本質の発現構造全体を解明してはじめて、完了する。つまり、現象から本質へ、本質から現象へ、これで一つの認識が完了する。こうしてかれは、この категория が「顕著に認識論的な categoria である^(五)」と結

論している。この結論自体に異論はないが、ここでいくつかの問題を検討しなければならない。その上で、再びこの結論に立ち還ろう。そのために、少し長くなるが、レーニンの見解を引用しよう。

「弁証法は、一般的には、『概念における思考の純粹な運動』である（すなわち、觀念論の神秘性なしに言えば、人間の諸概念は不動のものではなくて、永遠に運動し、相互に移行し、相互に流動しており、そうでなければそれは生き生きとした生命を反映しない。諸概念の分析、諸概念の研究、『諸概念を運用する技術』（エンゲルス）はつねに諸概念の運動、連関、相互移行の研究を要求する）。

特殊的には、弁証法は、物自身、本質、実体と現象、『向自有』との対立の研究である。（ここにもまたわれわれは、一者の他者への移行、流動を見る。すなわち、本質は現象する。現象は本質的である。）人間の思考は不斷に現象から本質へ、言わば第一段階の本質から第二段階の本質へ、等々、限りなく深まっていく。

本来の意味においては、弁証法は、事物の本質、そのものにおける矛盾の研究である。ひとり諸現象だけが一時的、可動的、流動的で、条件的限界によつてのみ區別されているのではなく、事物の本質もそうである」。

ここでレーニンがヘーゲル弁証法から引き出した唯物弁証法の論点は重要である。それは、第一に、客觀的實在の生命を反映するためには、諸概念の運動、連関、相互移行を研究しなければならないことである。たとえば、本質と現象についてみれば、本質はどのようにして現象へ移行し、なぜに現象は本質的であるのか、つまり、本質と現象の運動はどのように行なわれているのか。これを究明しなければならない。第二に、人間の思考は現象から本質へ、それほど深くない本質からより深い本質へと深まる。すなわち、人間の思考もまた運動する。第三に、事物の本質（本質的矛盾）の研究こそ本来の弁証法であるが、この弁証法においては、現象だけで

なく事物の本質も一時的、可動的、流動的である。

レーニンの摘要をこのようにみるならば、寺沢氏がレーニンに従って本質と現象のカテゴリーを「顯著に認識論的」と特徴付けているのは正しいように思われる。しかし、この特徴付けの理由となっている以下の点すなわち、「『本質』ならびに『現象』というカテゴリーは、主として認識の順序に関して、客観的實在のなかに二つの側面を区別した場合に、その側面のおのの一方を表示するカテゴリーである」と述べている点はどうであろうか。われわれは、客観的實在を概念に反映して認識する。この場合、概念（およびカテゴリー）の客観性の保証は、実践を経由するにしても終局的には客観的實在にある。現象と本質のカテゴリーについても同様である。寺沢氏は、われわれ（意識）が實在（物質）を反映する場合に、われわれの認識が物質の外面から始まって内面へと進まざるを得ないことを理由に、このカテゴリーが「認識の順序」に関して区別されるとしている。本質と現象のカテゴリーをこのように理解するならば、このカテゴリーは主観的になり、客観性の根拠が失われることになる。

さきの摘要でも、レーニンは、客観的實在の「生き生きとした生命」（矛盾の運動をする物質）を反映するために、諸概念もまた矛盾運動をするものとしてとらえなければならぬと述べている。また別の摘要では、「思考の諸カテゴリーは人間の補助手段ではなく、自然と人間との合法則性の表現である」とも述べている。これらの言葉は、何よりも哲学的カテゴリーなるものが客観的實在全体のいくつもの、もつとも普遍的な本質を反映した概念であることを教えている。本質と現象のカテゴリーについていえば、客観的實在にあっては、「本質は現象する。現象は本質的である」から、人間の思考は現象から本質へ、それほど深くない本質からより深い本質へと

無限に深化しなければならないのである。このカテゴリーが「認識の順序」に関して区別されるのは、客觀的實在の合法則性に人間の認識が従わざるを得ないからである。この点からすれば、寺沢氏の見解は一面的であると
言えよう。

本質と現象のカテゴリーを究明する上で重要なことは、本質と現象の相互關係、相互移行、運動をどうみるかということである。レーニン⁽¹⁾はそれを一般的に、「本質は現象する。現象は本質的である」と言っている。これはどういふことか。この点について、『弁証法的唯物論』教程⁽²⁾は、一步踏み込んだ見解を示している。

「あらゆる現象において同一な抽象的本質というものはない。本質は現象形態を異にするに従つて異なつて現われる。従つて現象は本来自己によつて本質を表現するものである。本質は單独的な現象においては完全には表現されない。従つて現象はそのうちに表現された本質よりも一層豊富であり、完全である」⁽³⁾。

これはどういふことか。

ヘーゲルが批判したように、カントの「物自体」はあらゆる現象において同一な抽象的本質であり、現象から切り離された空虚な抽象であつた。ヘーゲルは「本質は現象しなければならぬ」⁽⁴⁾、「本質は現象する」と述べたが、かれはこれを内的なもの (das Innere) と外的なもの (das Äußere) の關係にとらえて、両者は形式上は対立していても、内容上は同一であるとしている。「外的なものは内的なものと同一内容である。内にあるものは外にあり、外にあるものは内にもある。現象が示すものはすべて本質のうちにあり、本質のうちにあるものはすべて顕現されている」⁽⁵⁾。しかし、本質と現象の關係は、カントやヘーゲルのどちらでもないのである。

本質はその現象形態をもち、その違いによつて違った現われ方をしてゐる。資本主義社会という客觀的實在の

基本矛盾（本質）は、社会的生産と資本主義的取得との矛盾であるが、この基本矛盾（本質）は現象形態を異にするに従って、「プロレタリアートとブルジョアジーの対立」^(二五)、階級矛盾として現われ、また、「個々の工場における生産の組織化と社会全体における生産の無政府状態との対立」^(二六)として現われ、ついには、この基本矛盾は恐慌となって爆発し、「生産様式が交換様式に反逆し、生産力が生産様式をこえて成長してこの生産様式に反逆する」^(二七)にいたる。資本主義社会の本質的矛盾は、経済的矛盾、階級的矛盾、イデオロギー的矛盾等々の現象形態をとって現われる。客観的实在がそうであるから、現象は本質を表現するものであると結論できるのである。決して逆ではない。さきの『教程』は第一にこのことを言っている。

カントのように「物自体」（本質）と現象を形而上学的に対立させることは誤りであり、したがって、本質のみが真の实在で現象はその貧しい影であるとみることも誤りである。しかし、現象が本質の現われであるからといって、ここから、本質は現象より貧しいという結論を引き出してはならない。また、ヘーゲルのように、本質が現象と内容上同一であるとみるのも誤りである。本質は無数の現象形態を通じて自己を現わす。従って、単独的現象は本質の一部を現わしているにすぎない。このことは、同時に、単独的現象の中には、本質的現象だけでなく、非本質的現象（仮象 *Schein*）も含まれていることを示している。従って、現象は本質よりもいっそう豊富であり、完全なのである。本質と現象は内容上も同一ではなく、区別があることを明らかにしておくことは重要である。この区別があるからこそ、科学が必要なのである。^(二八)これが『教程』の第二の内容である。

以上、「本質は現象する。現象は本質的である」という、本質と現象の弁証法的運動についてみてきたが、次に仮象（*Schein*）の問題を検討しよう。